

# 「携帯無線通信用中継局」 の制度変更に伴い、 電波法施行規則等が改正されます。

旧来の「携帯無線通信の中継を行う無線局(携帯無線通信用中継局、以下同じ。)」の技術基準は、通信方式ごと(W-CDMA, CDMA2000 等)に規定されており、新方式による移动通信システム導入の際には、当該システムの技術基準を新たに策定し、認証を取得しなくてはなりません。そこで、新しい携帯無線通信方式の導入を円滑に行えるようにする為、通信方式によらない携帯無線通信用中継局の制度が整備される事となりました。

上記の法改正に伴い、「携帯無線通信用中継局」の認証カテゴリが、**平成23年11月1日**より以下のように変更されます。

## (旧規則) 携帯無線通信用**基地局等**

(基地局・中継局・試験局)

第11号の2 CDMA方式携帯無線基地局等  
第11号の6 CDMA2000方式携帯無線基地局等  
第11号の10 CDMA2000(EV-DO)方式携帯無線基地局等  
第11号の5 W-CDMA方式携帯無線基地局等  
第11号の9 W-CDMA(HSPA)方式携帯無線基地局等  
第11号の20 SC-FDMA(LTE)方式携帯無線基地局等

## (新規則) 携帯無線通信用**中継局**

第10号 携帯無線通信の中継を行う無線局  
(設備規則第四十九条の六においてその無線設備の条件が定められている携帯無線通信の中継を行う無線局(設備規則第十四条の表十に規定する無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備)

## (新規則) 携帯無線通信用**基地局・試験局**

第11号の2 CDMA方式携帯無線基地局等  
第11号の6 CDMA2000方式携帯無線基地局等  
第11号の10 CDMA2000(EV-DO)方式携帯無線基地局等  
第11号の5 W-CDMA方式携帯無線基地局等  
第11号の9 W-CDMA(HSPA)方式携帯無線基地局等  
第11号の20 SC-FDMA(LTE)方式携帯無線基地局等

## 「携帯無線通信用中継局」の種別

	陸上移動中継局	陸上移動局(小電力レピータ)
適用エリア	屋外(山間地、ビル陰等)及び 屋内(中規模建物内)	屋内(個人宅、小規模飲食店等)
カバーエリア	中規模	小規模
電力レベル	無線局により異なる	基地局対向器: 40mW 陸上移動局対向器: 250mW
免許形態	個別免許	包括免許

## Q&A

Q1.

新規則による「携帯無線通信の中継を行う無線局」の認証は、何時頃から実施可能ですか？

A1.

弊社業務規程の改定・提出を行いますので、施行日から約一週間後より、認証業務を開始いたします。

Q2.

旧規則(改正前の証明規則。以下同じ。)で認証を取得した無線設備について、法改正後に旧規則による番号表示及び販売をしても問題無いでしょうか？

A2.

旧規則にて認証を取得されている場合は、法改正後も新規則の技術基準に適合するものとして番号表示を行う事ができます。販売についても問題ございません。

Q3.

既に免許(予備免許)を受けている、又は免許申請中の無線局の無線設備については、どのような扱いになりますか？

A3.

今回の改正内容にかかわらず、従前の例により各種申請手続きを行う事が可能です。審査についても同様です。

お問合せ先:

株式会社ディーエスピーリサーチ 営業部

078-940-0377(代表) 078-940-0378(FAX)

E-mail: [dspr\\_sales@dspr.co.jp](mailto:dspr_sales@dspr.co.jp)